

第 1 章 訪問理美容福祉モデル事業の結果の概要

1. 事業の目的

要介護高齢者の生活の質的向上という観点から、今日、訪問理美容の推進体制の整備が要請されている。

こうした現状を踏まえて、モデル的に理・美容業者が福祉施設及び在宅の要介護高齢者を訪問して理美容サービスを実施し、その結果に基づき、業界としての訪問理美容の態勢とあり方を検討して今後の普及推進に資することを目的とした。

2. 事業の実施方法の概要

- (1) (財)全国環境衛生営業指導センターに、福祉・高齢者問題、中小企業経営問題等についての学識者・有識者、全国社会福祉協議会、全国理容環境衛生同業組合連合会、全日本美容業環境衛生同業組合連合会をメンバーとする「訪問理美容福祉モデル事業企画委員会」を設置し、企画委員会を開催して当該事業の内容の設計、実施方法、進め方、スケジュール等事業の全体構想をそれぞれの専門的見地から検討のうえ、事業の枠組みを決定した。
- (2) モデル事業の実施地域については、全国理容環境衛生同業組合連合会及び全日本美容業環境衛生同業組合連合会の推薦に基づき、愛知県・岡山県を選定することとし、この事業における「訪問理美容の実施」については、(財)全国環境衛生営業指導センターから(財)愛知県環境衛生営業指導センター及び(財)岡山県環境衛生営業指導センターに対し、それぞれ事業委託して行うこととした。
- (3) 訪問理美容の実施について委託を受けた愛知・岡山両県の環境衛生営業指導センターは、委託契約に基づき、それぞれ福祉・高齢者問題等についての学識者・有識者、関係行政機関、県社会福祉協議会、県理容環境衛生同業組合、県美容業環境衛生同業組合等をメンバーとする「訪問理美容福祉モデル事業実施委員会」を設置し、実施委員会を開催して対象地域・対象者の選定、訪問理美容実施チームの編成、実施するサービスの内容、さらには使用する機材・車両の管理、実施スケジュール等訪問理美容の円滑な実施を図るための諸事項について、具体的に検討協議のうえ、これを決定した。
- (4) 福祉施設及び在宅の要介護高齢者に対する理美容サービスを担当する訪問理美容の実施チームについては、県理容環境衛生同業組合及び県美容

業環境衛生同業組合の協力を得て、愛知県においては、理・美容師 合計 60 名、助手理・美容師 延べ 39 名、ホームヘルパー 延べ 66 名により編成し、岡山県においては、理・美容師 合計 58 名、助手理・美容師 延べ 32 名、ヘルパー 延べ 35 名により編成した。

- (5) 訪問理美容の実施チームのメンバーである理容師、美容師に対しては、対象者が要介護高齢者であることから、より安全に、より適切な理美容サービスを実施するため、「高齢者の身体的機能の特徴」「高齢者のコミュニケーション障害の特徴」「高齢者に起き易い事故とその予防」「高齢者に多い感染症と感染の予防」、さらには「高齢者・障害者に対する理美容施術の方法・留意点とその実際」等高齢者にかかる各種の基礎知識の涵養と介護・施術の技法の習得を目的とした4時間の事前講習会を実施した。
- (6) 「訪問理美容福祉モデル事業実施委員会」において選定した福祉施設及び在宅の要介護高齢者に対する訪問理美容の実施に当たっては、
- ア. 理容サービスについては、
- 福祉施設の場合は、理容師 2 名、助手理容師 1 名を1チームとし、1日 10 名への施術、
- 在宅の場合は、理容師 1 名、助手理容師 1 名、ヘルパー1 名を1チームとし、1日 4 名への施術を目標とした。
- イ. 美容サービスについては、
- 福祉施設の場合は、美容師 2 名、助手美容師 1 名を1チームとし、1日 8 名への施術、
- 在宅の場合は、美容師 1 名、助手美容師 1 名、ヘルパー1 名を1チームとし、1日 3 名への施術を目標とした。
- (7) 訪問理美容に必要な移動式理美容椅子・洗髪設備をはじめ、運搬用台車、ワゴン、鏡、ネイルケアセット、その他シートや掛布等については、身障者・高齢者等への理美容施術を前提に、タカラベルモント(株)において独自に設計開発したものをそれらの運搬用車両とともにレンタルして使用した。
- (8) 訪問理美容の実施に当たっては、利用料金を徴収して実施費用の一部に充当することとしたが、国の補助金による助成を受けての事業であることを勘案して、料金は、
- ア. 理容サービスについては、
- 総合調髪(試行的なネイルケアを含む。)が 2,000 円(総合調髪以外の場合は、1,000 円)

イ. 美容サービスについては、

総合パーマメント・ウェーブ(試行的なネールケアを含む。)が4,000円(総合パーマメント・ウェーブ以外の場合は、2,000円)

と、理容所・美容所で行う理美容サービスと比べてのコストの増加等は加味せず、取り敢えず通常の利用料金の半額とした。

3. 事業の実施結果の概要

(1) 訪問理美容の実施状況

理・美容業界においては、福祉施設の高齢者等に対して、既に、ボランティア等様々な形での訪問理美容の自主的取り組みが全国各地で行われているところではあるが、このたびのモデル事業のように「訪問理美容のあり方」の検討を前提とした枠組みによる訪問理美容への組織的な取り組みは初めての試みである。

このため、訪問理美容の実施について委託を受けた愛知県、岡山県の環境衛生営業指導センターをはじめ県理容・美容業環境衛生同業組合ともに、実施に向けた準備や実施計画の作成等に予想外の時間を要し、また、実施の時期が年末・年始にかかったこともあって、訪問理美容の実際の実施期間は1月下旬から3月上旬までの約1カ月余と短期間での集中実施となった。

加えて冬期の寒い時期でもあったことから、体調の不良や入院等による直前のキャンセルなども少なからずあって、理美容サービスを実施した要介護高齢者数は、施設入所者、在宅者ともに当初の計画を下回った。

愛知、岡山両県において訪問理美容を実施した福祉施設入所及び在宅の要介護高齢者数は、第1表のとおりである。

第1表 訪問理美容実施対象者数

(単位:人)

区 分		施設入所者	在宅者	合 計
愛知県	理容	44(5施設)	43	87
	美容	52(5施設)	29	81
	計	96	72	168
岡山県	理容	80(8施設)	47	127
	美容	64(8施設)	19	83
	計	144	66	210

(2) 利用者の年齢別状況

愛知、岡山両県において、訪問による理美容サービスを利用した福祉施設入所及び在宅の要介護高齢者(以下、「利用者」という。)の年齢別状況を構成比で見ると、第2表のとおりである。

第2表 利用者年齢別状況(構成比)

(単位:%)

区分	70才以下	70才代	80才代	90才以上	計
愛知県	14.6	47.9	33.3	4.2	100.0
岡山県	7.1	28.6	47.6	16.7	100.0

70歳以上の利用者が、愛知県では85.4%、岡山県では92.9%と、ともに利用者の大多数は後期高齢者であった。

参考までに、岡山県での利用者の年齢別状況を福祉施設入所者と在宅者別にみると、第3表のとおりである。

第3表 施設入所者・在宅者別の利用者年齢別状況(岡山県)

(単位:人)

区分	50才	51~	60~	70~	80~	90才	計
	以下	60才	69才	79才	89才	以上	
<施設入所者>							
男性	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.7)	13 (35.1)	16 (43.2)	7 (18.9)	37 (100.0)
女性	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (4.7)	27 (25.2)	56 (52.3)	19 (17.8)	107 (100.0)
合計	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (4.2)	40 (27.8)	72 (50.0)	26 (18.1)	144 (100.0)
<在宅者>							
男性	1 (3.7)	2 (7.4)	4 (14.8)	6 (22.2)	11 (40.7)	4 (14.8)	27 (100.0)
女性	0 (0.0)	1 (2.6)	2 (5.1)	14 (35.9)	17 (43.6)	5 (12.8)	39 (100.0)
合計	1 (1.5)	3 (4.5)	6 (9.1)	20 (30.3)	28 (42.4)	9 (13.6)	66 (100.0)

()内は構成比

福祉施設入所者の平均年齢は82.8歳、在宅者の平均年齢は78.1歳で、在宅

者の平均年齢に比べて福祉施設入所者の平均年齢が若干高くなっている。

また、男女別では、男性の平均年齢は 79.8 歳、女性の平均年齢は 81.9 歳である。

(3) 理美容サービス内容の状況と所要時間

ア. 理美容サービスの内容

利用者の希望により実施した理美容サービス内容をみると、第 4 表のとおりである。

第 4 表 施設入所者・在宅者別の理美容サービス内容状況

(単位:人)

区 分	理 容			美 容			
	総 合 調 髪	カット・ シャンプー	計	総 合 パーマ	カット・ シャンプー	毛 染 め 等	計
<施設>							
愛知県	18 (40.9)	26 (59.1)	44 (100.0)	6 (11.5)	45 (86.6)	1 (1.9)	52 (100.0)
岡山県	11 (13.8)	69 (86.2)	80 (100.0)	7 (10.9)	57 (89.1)	0 (0.0)	64 (100.0)
<在宅>							
愛知県	24 (55.8)	19 (44.2)	43 (100.0)	7 (24.2)	19 (65.5)	3 (10.3)	29 (100.0)
岡山県	18 (38.3)	29 (61.7)	47 (100.0)	0 (0.0)	19 (100.0)	0 (0.0)	19 (100.0)

()内は構成比

理容サービスについては、愛知県も岡山県も福祉施設入所者、在宅者ともに「カット・シャンプー」が中心ではあるが、在宅者の場合は、福祉施設入所者の場合に比べて「総合調髪」の割合が高いなど、幾分のニーズの違いもみられる。

また、美容サービスについては、理容の場合と同様に愛知県岡山県とも「カット・シャンプー」が中心ではあるが、在宅者の「総合パーマ」、「メイク」さらには「毛染め」等容姿を美しくすることへの多様なニーズがあった。

イ. 理美容サービスの内容別所要時間

理美容サービスの内容別の平均施術所要時間をみると、第 5 表のとおりである。

第 5 表 理美容サービス内容別の平均所要時間（構成比）

（単位：％）

区 分		30 分以内	31～60 分	61 分以上		計
理容	総合調髪	0	100.0	0		100.0
	カット・シャンプー	53.0	29.4	17.6		100.0
	カット・髭そり	2.4	83.3	14.3		100.0
	カットのみ	68.8	18.8	12.4		100.0
	その他	0	100.0	0		100.0
区 分		30 分以内	31～60 分	61～90 分	91～120	計
美容	総合パーマネット	0	0	0	100.0	100.0
	カット・シャンプー	24.1	65.5	6.9	3.5	100.0
	カットのみ	64.0	32.0	4.0	0	100.0
	シャンプーのみ	100.0	0	0	0	100.0
	その他	0	33.3	33.3	33.4	100.0

理容サービスの場合は、「総合調髪」が 45 分程度、「カット・シャンプー」が 40 分程度、「カット・髭そり」は 35 分程度が平均施術所要時間であり、また美容サービスの場合は、「総合パーマネット・ウェーブ」は 120 分、「カット・シャンプー」は 60 分、「カットのみ」は 25 分、そしてネイルケアの場合は 30 分程度というのが 平均施術所要時間といえるが、在宅者の場合は、利用者の状況や施術場所の構造等の問題もあって、福祉施設入所者の場合よりも総じて施術所要時間が長くなっている。

なお、このほか椅子・洗髪設備の組み立て等必要機材の準備や介助に約 30 分、施術後の後始末・介助にも 30 分程度は必要のようであり、ネイルケアを除いても、理・美容所における健常者に対する施術所要時間の 2 倍の時間を要するようである。

(4) 料金についての利用者の感想・意見

既述のとおり、訪問による理美容サービスの実施にかかる料金については、理容所・美容所で行う理美容サービスと比べてのコストの増加分等は加味せずに、取り敢えず通常料金の半額と設定したが、この料金に関する利用者サイドの感想・意見を岡山県での場合で見ると、第 6 表のとおりである。

「その他」、「無回答」が、合わせて 21.9%あるものの、「妥当である」(36.2%)と「安い」(37.1%)を合わせると 73.3%と、利用料金については大多数の利用者が容認している。

特に、「在宅」での利用者に「安い」(50.0%)という感想・意見が多いのが特徴的であるが、反面、「福祉施設」での利用者の一部に利用料金は「高い(6.3%)とする感想・意見もあった。

なお、愛知県訪問理美容福祉モデル事業実施委員会が、県内 44 の福祉施設に対して実施したアンケート調査結果によれば、92%の福祉施設において、既にボランティア等による無料ないしは低料金を施設側が負担する形での訪問理美容が行われており、岡山県の福祉施設の場合も同様のケースが少なからずあるとみられ、福祉施設での利用者の「高い」という感想は、こうしたケースとの単純比較からのものであらうと推量される。

第 6 表 施設入所者・在宅者別の料金についての感想(岡山県)

(単位:人)

区 分	妥当	安い	高い	その他	無回答	計
施 設	52 (36.1)	45 (31.3)	9 (6.3)	16 (11.1)	22 (15.2)	144 (100.0)
在 宅	24 (36.4)	33 (50.0)	1 (1.5)	1 (1.5)	7 (10.6)	66 (100.0)
合 計	76 (36.2)	78 (37.1)	10 (4.8)	17 (8.1)	29 (13.8)	210 (100.0)

()内は構成比

参考までに、理美容サービスの内容別に「料金についての利用者の感想・意見」をみると、第 7 表のとおりである。

第 7 表 理美容サービス内容別の利用者の料金についての感想(岡山県)

(単位:人)

区 分	妥当	安い	高い	その他	無回答	計
<理 容> 総合調髪	13 (44.8)	12 (41.4)	3 (10.3)	1 (3.5)	0 (0.0)	29 (100.0)
カット・髭そり	30 (30.6)	48 (49.0)	4 (4.1)	11 (11.2)	5 (5.1)	98 (100.0)
計	43 (33.9)	60 (47.2)	7 (5.5)	12 (9.5)	5 (3.9)	127 (100.0)
<美 容> 総合パーマ	2 (28.6)	5 (71.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
カットのみ	31 (40.8)	13 (17.1)	3 (3.9)	5 (6.6)	24 (31.6)	76 (100.0)
計	33 (39.8)	18 (21.7)	3 (3.6)	5 (6.0)	24 (28.9)	83 (100.0)
合 計	76 (36.2)	78 (37.1)	10 (4.8)	17 (8.1)	29 (13.8)	210 (100.0)

()内は構成比

理美容サービスの内容別に「妥当である」と「安い」を合わせた割合をみると、「総合調髪」については 86.2%、「カット・髭そり」については、79.6%「総合パーマ・ウェーブ」については 100.0%、「カット」については 57.9%となっている。

サービスを希望した絶対人数は少ないものの、ボランティア等での訪問による美容サービスでは、一般的に実施は困難とみられる「総合パーマ・ウェーブ」について、料金は「安い」という感想・意見の割合が 71.4%と高いのが注目される。

(5) 訪問理美容に対するニーズの状況

訪問理美容の実施に当って、愛知県訪問理美容福祉モデル事業実施委員会が県内の 44 福祉施設及び在宅の 307 名の要介護高齢者に対して行った理美容サービスについての希望調査の結果によれば、希望者のあった福祉施設は僅かに 6 施設であり、また、その希望者数も 6 施設の入所者合計 494 名のうちの 105 名と 21.3%にすぎなかった。

一方、在宅者の場合は、50.5%に当たる 156 名から回答があるなどその反応も大きく、307 名のうちの 116 名、37.8%の希望者があり、福祉施設入所者に比べると訪問理美容についてのニーズは高かった。

同実施委員会が実施した前述のアンケート調査結果のとおり、福祉施設の場合は、ボランティア等何らかの形で少なからず要介護者への訪問理美容が行われているが、在宅の要介護者の場合はエアポケットとなっている実情にあることから、本人や家族の訪問理美容に対するニーズが高いものと推量される。なお、訪問による理美容サービスに対するニーズを岡山県での場合で具体的にみると、第 8 表のとおりである。

第 8 表 施設入所者・在宅者別の訪問理美容ニーズ状況(岡山県)

(単位:人)

区分	毎月	2ヶ月に1回	3ヶ月に1回	その他	無回答	計
施設	69 (47.9)	42 (29.2)	7 (4.9)	3 (2.1)	23 (16.0)	144 (100.0)
在宅	13 (19.7)	38 (57.6)	5 (7.6)	3 (4.5)	7 (10.6)	66 (100.0)
合計	82 (39.0)	80 (38.1)	12 (5.7)	6 (2.9)	30 (14.3)	210 (100.0)

()内は構成比

「毎月」という希望が 39.0%、「2カ月に1回」という希望が 38.1%と、利用者の大多数(77.1%)が 2カ月以内のサイクルでの訪問による理美容サービスを希望している。

しかし、福祉施設入所の利用者の場合は、「毎月」という希望と「2カ月に1回」という希望が相半ばしているのに対し、在宅の利用者の場合は、「2カ月に1回」という希望が過半を占めているなど、そのニーズの状況に若干の相違がみられる。

福祉施設入所者の場合は、施設での集団生活という態様や環境、さらには入所者

のQOLの向上という施設側の配慮等が相まって理美容サービスへのこうしたニーズと
なっているものとみられ、また在宅者の場合は、理美容サービスを受ける際にはヘル
パー等の介助が必要なことや施術場所が居宅の一室であること等利用者及び家族
の様々な事情や遠慮等がこのニーズに表れているものとみられる。

参考までに、理美容サービスの内容別にそのニーズの状況をみると、第9表のとおり
である。

第9表 理美容サービス内容別の訪問理美容ニーズ状況(岡山県)

(単位:人)

区 分	毎 月	2ヶ月 に1回	3ヶ月 に1回	その他	無回答	計
<理容>						
総合調髪	12 (41.4)	13 (44.8)	2 (6.9)	1 (3.4)	1 (3.4)	29 (100.0)
カット・髭そり	43 (43.9)	42 (42.9)	3 (3.1)	1 (1.0)	9 (9.2)	98 (100.0)
計	55 (43.3)	55 (43.3)	5 (3.9)	2 (1.6)	10 (7.9)	127 (100.0)
<美容>						
総合パーマ	0 (0.0)	1 (14.3)	6 (85.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
カットのみ	27 (35.5)	24 (31.6)	1 (1.3)	4 (5.3)	20 (26.3)	76 (100.0)
計	27 (32.5)	25 (30.1)	7 (8.5)	4 (4.8)	20 (24.1)	83 (100.0)
合 計	82 (39.0)	80 (38.1)	12 (5.7)	6 (2.9)	30 (14.3)	210 (100.0)

()内は構成比

理容サービスについてニーズの多い順にみると、①「毎月のカット・髭そり」36.7%、
②「2カ月に1回のカット・髭そり」35.9%、③「2カ月に1回の総合調髪」11.1%、④
「毎月の総合調髪」10.3%の順(「無回答」を除く。)となっており、「カット・髭そり」につ
いてのニーズが強い。

また、美容サービスについてニーズの多い順にみると、①「毎月のカット」42.9%、②
「2カ月に1回のカット」38.1%、③「3カ月に1回のパーマ」9.5%の順(「無回答」
を除く。)となっており、理容と同様「カット」についてのニーズが主体である。

(6) 利用者の感想等

ア. 利用者の総体的感想

愛知県において、理美容サービスを担当した施術者に対して「実施後の利用者の印象」を調査した結果が第 10 表であり、また岡山県において、理美容サービスの実施後に「利用者の感想」を調査してまとめたものが、第 11 表である。

第 10 表 理美容サービス実施後の施術者の印象(愛知県)

(単位:人)

区 分		大変喜ばれた	喜ばれた	特になし	計
理容	総合調髪	7 (58.3)	5 (41.7)	0 (0.0)	12 (100.0)
	カット・シャンプー	0 (0.0)	10 (58.8)	7 (41.2)	17 (100.0)
	カット・髭そり	30 (71.4)	12 (28.6)	0 (0.0)	42 (100.0)
	カットのみ	2 (13.3)	10 (66.7)	3 (20.0)	15 (100.0)
	その他	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	計	39 (44.8)	38 (43.7)	10 (11.5)	87 (100.0)
美容	総合パーマネット	5 (54.5)	6 (54.5)	0 (0.0)	11 (100.0)
	カット・シャンプー	9 (32.1)	19 (67.9)	0 (0.0)	28 (100.0)
	カットのみ	15 (60.0)	8 (32.0)	2 (8.0)	25 (100.0)
	シャンプーのみ	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	その他	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)	3 (100.0)
	計	30 (44.1)	36 (52.9)	2 (3.0)	68 (100.0)
計		69 (44.5)	74 (47.8)	12 (7.7)	155 (100.0)

()内は構成比

愛知県での調査結果では、理容サービスについては、「大変喜ばれた」(44.8%)、「喜ばれた」(43.7%)が全体の 88.5%、美容サービスについては、「大変喜ばれた」(44.1%)、「喜ばれた」(53.0%)が全体の 97.1%と、理容サービス・美容サービスともにその殆んどの利用者が満足しており、喜んでもらったという印象を強くしている。

第 11 表 理美容サービスを受けた後の利用者の感想(岡山県)

事 項	内 容
評価の意見 94.5% (104 件)	・大変よかった・・・・・・・・・・・・・・・・ 65.4%
	・満足している・・・・・・・・・・・・・・・・ 10.0%
	・来てくれるのはありがたい、 楽しみである、感謝している・・・・・・・・ 19.1%
その他の意見 5.5% (6 件)	・料金などをもう少し考えて欲しい・・・・ 5.5%

また、岡山県での調査結果でも、大多数の利用者の感想は爽快感を認識しており、「喜び」や「満足感」(65.4%)さらには「感謝の気持ち」(19.0%)などが表明されている。

愛知県、岡山県ともに、利用者の一部には必ずしも十分な満足感、評価とはみられない印象や感想もみられたものの、このたびの訪問理美容についての利用者の感想は、総じてその取り組みを積極的に評価しているものであるといえる。

イ. 利用者の要望等

このたびの訪問理美容については、上記のとおり利用者が積極的に評価し、感謝していることから、愛知・岡山両県において利用者サイドからは「今後とも定期的に訪問理美容を継続実施して欲しい」といった要望が多く、特に在宅者からこうした要望が強い。

なお、岡山県において「利用者の要望」を調査し、要望事項をまとめたものが第 12 表である。

第 12 表 訪問理美容に関する利用者の要望(岡山県)

事 項	内 容
継続に関するもの 67.9% (38 件)	・今後も続けて欲しい・・・・・・・・・・・・・・・・ 60.7%
	・回数を増やして欲しい・・・・・・・・・・・・・・・・ 3.6%
	・その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 3.6%
サービス内容等に関するもの 30.3% (17 件)	・サービスメニューを増やして欲しい・・・・ 23.2%
	・その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 7.%
料金に関するもの 1.8% (1 件)	・無料にして欲しい・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.8%

岡山県での全利用者の27%に相当する56名から各種の要望・意見が寄せられているが、「これからも続けて欲しい」、「回数を増やして欲しい」といった訪問理美容の継続実施に関する要望等が全体の67.9%と大部分である。

その他では、「パーマネント・毛染め・顔剃り等も行って欲しい」といった美容サービスの内容への希望的な要望もみられる。

(7) 訪問理美容の評価と課題

ア. 訪問理美容の評価

このたび、愛知・岡山両県において実施した訪問理美容の利用者の大多数は、麻痺、疼痛等の症状や痴呆といった老人性障害のため、日常、理容所・美容所に出向くことは困難な状態であった。

こうした利用者の感想等については、既述のとおりであるが、「遠い理容所には行けないので助かった」、「身体が不自由で外へ出られないので来てもらうのはありがたい」、「家族ではできないので美容師さんに来てもらって大変よかった」といった所感に代表されるように、このたびの訪問理美容は、利用者のみならず福祉施設入所者の介護者、在宅者の家族等にも継続実施や制度化を望む声が多いなど、大きな共感と評価を得た。

理美容サービスを担当した理・美容師の一人ひとりが、事前に実施した講習の受講により高齢者の心身の特徴や介助・施術上の留意事項等について理解、習得し、施術に当っては、利用者の心にも視点を置き意識して利用者とのコミュニケーションに努めたこともあって、理美容サービスについても利用者は、「さすがにプロで気持ちよかった」、「髪を切ってさっぱりした」、「髪型が非常に満足」、「とても楽しかった」等のように十分に満足しており、したがって、料金についても大多数の利用者が「安い」、「妥当である」として大きな不満もなかった。

また、理美容サービスによる爽快感が大きな心理的刺激となって、特にシャンプーやブロー、化粧等の施術過程において年齢や介護度等にかかわらず、利用者に一様に喜々とした快の表情が生ずるなど情緒面の変化やさらには「きれいになって若返った」という自尊感情が高まって、「外出してみたい」、「髪型に合った服装をしてみたい」といった意欲が生ずるなど利用者の精神的活性化現象も顕著に認められた。

このように、理美容サービスは、利用者の自律神経活動の賦活にもつながるものであり、利用者のQOL(生活の質)の向上ということのみならず、利用者の失われた社会性の回復を図るうえでのきわめて有効適切な生きがい支援策であることも明らかになった。

このたびの「訪問理美容福祉モデル事業」は、福祉施設及び在宅の多数の

要介護高齢者を訪問して、組織的に理美容サービスを実施するという初めての試みであったが、懸念された事故等不測の事態の発生もなく総じて円滑に実施され、訪問理美容のモデル事業としての所期の目的は十分に達成し得たものといえる。

この訪問理美容の実施により、利用者をはじめ各方面の関係者等の理・美容業界に対する評価と信頼が一段と高まるとともに、高齢者等の生活支援・生きがい支援策としての訪問理美容の推進についての業界に対する今後の期待もまた一段と強まったといえる。

イ. 訪問理美容推進上の今後の課題等

愛知県及び岡山県の「訪問理美容福祉モデル事業実施委員会」において、訪問理美容を円滑かつ効果的に推進するに当たっての今後の問題・課題等として挙げられている主な事項は、次のとおりである。

(ア) 行政による助成措置と組織体制の構築

- ① 訪問にかかる旅費・機材の運搬費等諸経費の補助、訪問理美容用の機材・車両等の無償貸与あるいは取得にかかる助成の予算措置等、行政において理・美容業者による訪問理美容促進のための条件整備を図る必要がある。
- ② 理・美容業者による訪問理美容を安全かつ効率的に実施するには、看護婦・保健婦・ヘルパー等のサポートが不可欠であるので、行政サイドにおいてチームケアを理念としたこれら専門職による一体的組織を計画的に構築し、相互の緊密な連携協力を図るとともに、さらにコストの低減等の観点から保健・福祉関係の機関や団体、NPO、ボランティアグループ等による支援・協力のネットワークづくりも必要である。

(注)

- ① 厚生省の平成 12 年度予算において、高齢者に対する保健福祉サービス拡充の観点から、介護保険の対象となっていないサービスや要介護認定で制度の対象外となった高齢者については、介護保険法とは別に、市町村が選択実施する「介護予防・生活支援事業(メニュー事業)」として助勢措置(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)が行われることになっており、訪問理美容はこの「介護予防・生活支援事業」のメニューとして新たに位置づけられ、訪問理美容サービスにかかる移動・出張に要する経費が補助の対象となっている。
- ② なお、この介護予防・生活支援サービスの実施に当たっては、市町村内の保険・福祉担当者等との密接な連携を保ち、チームとしての一

体的な活動が重要であるので、在宅介護支援センターに設置される「地域ケア会議」等の活用が望ましいとされている。

(イ) 理美容業者・業界等における取り組み

- ① 理美容技術と福祉の融合化ということに向けて理・美容業者全員が、「高齢者の心身の特徴」、「介護・介助の基本的知識」、「応急措置」、「訪問時の留意事項」等についての知識の修得や涵養、自己研鑽に努めていく必要があるが、同時に理・美容業環境衛生同業組合等業界団体としても、理・美容業者に対するこうした知識の修得のための研修・講習等を積極的に実施するなど指導・教育体制の強化を図っていく必要がある。
- ② 要介護高齢者等向けの適切な理美容サービスのメニューや好ましいヘアスタイル等健常者の場合とは異なったバリエーション、そのための技術・方法・ノウハウ等について、業界全体でさらに研究・開発に努める必要がある。
- ③ 利用者・施術者の身体的負担を軽減し、小型・軽量でコンパクト、しかも、多機能で汎用性の高い椅子・洗髪設備といった訪問理美容用の諸設備について、さらに改善・工夫・協同開発を進める必要がある。

(ウ) サービスの料金体系

訪問による要介護高齢者等への理美容サービスは、時間、手数、労力、さらには精神的負担など、その実際コストは健常者の場合に比べてきわめて大であり、理・美容業界における福祉貢献の営業として定着を図るには、料金がこのコストに見合うような納得性のあることが必要である。

従って、行政による訪問理美容への助成措置、低所得利用者層への補助措置といった問題とは別に、理・美容業界等において、例えば「訪問理美容におけるサービスの標準的メニュー」を基準とした料金を定める等理・美容業者がビジネスとして成り立つことを基本とした合理的な料金の仕組みや料金の体系について検討が必要である。

(エ) ディサービスセンターの活用

在宅の要介護高齢者等に対する訪問理美容の効率的実施とそのコストの低減という観点から、通所介護施設であるディサービスセンターの積極活用とすることを検討する必要がある。

通所介護施設側のサービスとして新たに訪問理美容を組み入れる等、関係者間でその有効利用を図るシステムづくりに取り組む必要がある。

(オ) ネイルケアの施術方法

要介護高齢者等は、爪が、巻き爪など変形し易いことや皮膚も乾燥し角化し易いことなどからネイルケア(ハンドケア・フットケア)サービスの必要性は高いといえるが、長時間の施術による利用者の身体的負担の問題があるので、サービスの標準メニューとして普及するには、より安全・簡便で大幅な施術時間の短縮につながるような施術方法の研究・開発が必要である。

(カ) 事故等の補償制度

対象者が要介護高齢者等であることから、施術過程において利用者・施術者双方に各種の事故の発生が予想され、また、施術者の訪問、移動の途上における交通事故等も懸念されるところであるので、こうした場合の事故補償制度について、関係者間で具体的な検討が必要である。

(キ) 介護保険制度の改善

訪問理美容は、介護保険制度におけるサービス事業には含まれてはいないが、理美容サービスは要介護高齢者等のQOL(生活の質・人生の質)の向上のみならず、自律神経活動の賦活による社会性の回復を図るうえできわめて有効であることが明らかになっているので、今日、高齢者のQOLの向上が社会的課題であることを踏まえて、今後、訪問理美容を介護保険制度における介護サービスとして明確に組み込むよう制度の改善を検討する必要がある。

(注)

訪問理美容サービスは、介護保険制度における法定の介護給付には含まれていないが、介護保険法第62条に基づく市町村特別給付の対象にはなり得る。また、(ア)の(注)のとおり、平成12年度から介護保険のメニューにないサービスが「介護予防・生活支援事業」に位置づけられ、市町村が事業として選択実施する場合は、国・都道府県・市町村から訪問理美容サービスにかかる移動・出張に要する経費が補助されるよう改善された。

(ク) 理・美容師法、道路交通法等の見直し・整備

- ① 現行の理・美容師法では、理・美容サービスは理・美容所において行うものであり、訪問理美容はその例外的なものとされている。

この例外的な取り扱いであることが、理・美容業者による訪問理美容業への積極的な取り組みの隘路となっている面がある。

そこで例えば、理・美容所や管理理・美容師の設置基準、衛生基準等を見直し、実態に則して現行の理容師法・美容師法を改正する、あるいは訪問理美容を理・美容業環境衛生同業組合の福祉的事業と位置づけて、介護・介助や施術方法等に関する講習等の実施も含めた同業組合の事業と

して組織的推進を図る方向で、事業の認可など必要な法整備を行う等の検討が必要である。

- ② 訪問理美容の実施に当っては、施術者の移動及び使用設備・機材の運搬のため、車両は不可欠であり、また、一定の重量を持つ使用設備・機材を安全かつ速やかに搬入するうえで、この車両は利用者の施設・住居の至近地に駐車する必要がある。

しかし、特に在宅者訪問において至近地に適当な駐車場が無い場合も少なくないので、訪問理美容の実施にかかる車両については、駐車禁止区域への駐車を認める等道路交通法による交通規制の対象除外車両とするような特別措置を検討する必要がある。